# 令和3年皆野町農業委員会第8回定例総会議事録

1. 開催期日 令和3年8月24日(火)

2. 開催場所 皆野町役場 3階 301会議室

3. 開議時刻 午後 2時30分

4. 閉議時刻 午後 4時00分

5. 宣告者 皆野町農業委員会長 浅見 寿太郎

6. 委員出席状況

農業委員:出席者:14人・欠席者:0人 推進委員:出席者:5人・欠席者:0人

番号	氏 名	備考	番号	氏 名	備考
1	横田和子	出席	1 1	門 平 喜 良	出席
2	野澤辰雄	出席	1 2	髙橋健一	出席
3	浅見寿太郎	出席	1 3	新井義虎	出席
4	黒澤一雄	出席	1 4	大濵英一	出席
5	小 池 幹 夫	出席	皆野	田島武正	出席
6	長島徳治	出席	国神	土屋貞夫	出席
7	齊藤三惠子	出席	金沢	田中輝雄	出席
8	葦 原 義 人	出席	日野沢	髙橋清勝	出席
9	四方田順造	出席	三沢	扇原久栄	出席
1 0	門平眞一	出席			

## 7. 会議に付した議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請書に対する意見について

1件

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見について

4件

- 8. 事務局 新井敏文、井上裕太
- 9. 会議の概要

# 浅見会長 あいさつ

皆さんこんにちは。今お話がありましたように天気のはっきりしない日が続いております。夏にしては涼しい日が続いたり、雨であったり、私のところの果物にとっては良くない時期に雨が続いてしまったと感じています。

ただ、皆さんどう感じているかわかりませんが、ぶどう関係のお客さんが多いです。予約の方、宅配の方がすごく多くて、このような状況だからなのかなと思うところもありますが、すごく多いのでお店を午前中で閉めて、そっちばっかりになってしまう状況が続いています。朝早くから、夜遅くになるまで働いていて大変な状況で自分の身体も心配になります。

そんな中で先ほどの説明会、この総会と続けて全員の方にご出席をいただきましてありがとうございます。スムーズに行けばと思いますが、必要なご意見はしっかり言ってもらって終了出来ればと思いますのでご協力よろしくお願いいたします。

### 事務局

ありがとうございました。それでは、3. 議事に入らせていただき ます。

議長を皆野町農業委員会会議規則第4条に基づき、浅見会長にお願いいたします。

#### 浅見会長

ただ今の出席委員数は19名です。

定足数に達しておりますので、これより令和3年皆野町農業委員会 第8回定例総会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。これに従って議事を 進めてまいります。

次に議事録署名人に、

9番、四方田順造委員

10番、門平眞一委員をご指名いたしたいと思いますが、これにご 異議ございませんか。

#### 出席委員

(異議なしの声あり)

# 浅見会長

ご異議ないものと認めます。よって、議事録署名人に、

9番、四方田順造委員

10番、門平眞一委員にお願いいたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について1件を議題といたします。

番号1について審議いたします。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

(事務局朗読)

浅見会長

農地利用最適化推進委員として、三沢区域担当の、扇原久栄委員に 対象農地の状況について説明を求めます。

三沢区域担当 扇原委員 申請農地について説明いたします。去る8月の19日になりますけれど、長島委員と私、事務局の3人で現地を見て参りました。

案内図をご覧下さい。申請農地でございますが、これは○○の○○ ○の下から、○○に入って行きますと県道の○○○に接しているところ、○○○があります。その手前200mくらい下に右に下って行く ところがありまして、そこを下って行った先が現地になります。

所有者は○○に出ておりまして、状況的には草刈りは行ってあって、 ある程度の耕作はできるような状況にはあるのですが、一部に竹が繁 茂しておりまして、これは重機で取り除かなければならないような状 況になっております。

ただ、場所的にも急傾斜地でありますので、一般の作物は中々難しいかもわかりません。果実のナッツを作る状況のようですので、そういったものでしたら特に問題ないと見て参りました。

周辺もそれを植えたとしても別に人に迷惑が掛かるような状況では ございませんので大丈夫と確認して参りました。

以上で説明を終わらせていただきたいと思いますけど、どうかご審 議の程よろしくお願いいたします。

浅見会長

農業委員として、地区担当の6番、長島徳治委員も農地の状況確認 に同行されていると思いますが、補足することはございますか。

6番 長島委員 同じ日に同行して参りました。

ただ今、扇原委員の説明のとおりでございまして何一つ私から補足 することはございません。ご審議の程お願いいたします。

浅見会長

これより本件に対する質疑を行います。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

質疑がございませんので、これより採択いたします。

本件は、農地法第3条の規定による許可申請であり、皆野町農業委

員会が申請者の賃借権の設定に対して可否を決定し、許可指令書を発行します。

本件の申請内容を可とする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。

よって、本件は許可することに決定し、申請者に許可指令書を交付します。

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について4件を議題といたします。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

(事務局朗読)

浅見会長

農地利用最適化推進委員として、三沢区域担当の、扇原久栄委員に 対象農地の状況について説明を求めます。

三沢区域担当 扇原委員

説明させていただきます。こちらも同じ日に私と長島委員、事務局 と現地を調査して参りました。

現地でございますが、案内図を見ていただきますと県道の○○を ○○○の方に進んで行きますと、○○地域、○○○がありますけれど も、あの入口のところから入っていただいて、200m進んだ地点の 左側になります。○○○の入口の反対側の場所にあたります。

ここの土地ですが、〇〇〇〇○さんがここに建てる際に奥さんの実家から土地を譲り受けたようで、そこの一部が今回のような状況になっていたとのことです。追認の申請とのことですが、調査した結果としては今まであったものを片付けたりしておりましたので問題ないように処置をしているところでした。

そのような関係で今回は大丈夫ではないかと見て参りました。よろ しくご審議の程お願いいたします。

浅見会長

農業委員として、地区担当の6番、長島徳治委員も農地の状況確認に同行されていると思いますが、補足することはございますか。

6番 長島委員 ただ今、扇原委員の説明のとおりでございまして何一つ私から補足 することはございません。よろしくお願いいたします。 浅見会長

これより本件に対する質疑を行います。

1番 横田委員 敷地拡張が目的ですと既存の住宅と申請されている面積の問題です がこれはクリアしているのだと思いますけれど。

それともう一点、これは奥さんの実家の土地だということで納得したのですが、住宅を見るとそんなに古い訳でもないじゃないですか。 そのときに目の前に農地があって、分筆も同じ頃にしているのだと思いますが、気がつかないでいたのですか。

事務局

横田委員から質問のありました2点ですね。面積と住宅を建てる時 に気がつかなかったのかという2点について説明させていただきま す。

こちらの案件ですが、昨年度の冬くらいに農業委員会の私宛に相談のあった案件になります。配置図を見ていただきますと、住宅がありまして、住宅と書いてある下側に県道があるのですが、住宅の書いてある左側○○ですが、実際はこちらにも掛かっている状態でした。その時は、全ての面積を足すと一般住宅の要件500㎡を超えてしまうとのことで、相談をしまして先方も散々悩んだ結果、面積が500㎡にならないように切るために住宅のあるところから真っ直ぐ切るように測量会社を入れて分筆しました。全て合わせても一般住宅の要件はクリアするように言い方が難しいですが、是正するために今回の申請になっております。面積は500㎡クリアしております。

こちらの案件は住宅を建てたときに気がつかなかったのかという点ですが、相談があったときに色々調べた内容になりますが○○○さんは元々○○にいたようです。先ほど扇原委員からも説明のありましたように奥さんの実家の方に移ってきたのが公共移転によるものでした。その時に○○が農地だったので農地転用を行った際には、ここを扱わないで通していたことになります。ですので、住宅を建てる時には気づかなかったのかという点ですが、農業委員会に審査した経緯から見ると、当時の県、農業委員会、担当の時は問題にならなかった。申請人からの話でも自宅を建てた後、かなり早い段階でしたようです。当時はまだ農地だったと思われます。許可があって家が建った後に○○○○さんの方で今みたいな舗装したり、プレハブ小屋建てたりしたようですので気がつかなかったのだと思います。

建てた後に県道からアクセスし易いようにという意志が働いたのだ と思います。

浅見会長

よろしいですか。

1番 横田委員 事務局 仕方ないのですかね。県には確認していますか。

県とも協議しておりまして、既に使っていた追認の案件なので少し500㎡を超えてしまってもやむを得ないのかなとも思ったのですが、県から500㎡の要件があるのでこれを反する訳にはいかないとの回答を得ましたので、それを申請者とも協議の上での申請ですので問題ないと思います。

1番 横田委員

浅見会長

わかりました。

他に質疑はございますか。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

質疑がございませんので、これより採決いたします。

許可相当の意見を付して県知事あて進達することを可とする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することに 決定いたしました。

番号2について審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

(事務局朗読)

浅見会長

農地利用最適化推進委員として、国神区域担当の、土屋貞夫委員に 対象農地の状況について説明を求めます。

国神区域担当 土屋委員 18日に横田委員と事務局と現地を見て参りました。

場所ですが、案内図を見ていただきまして〇〇〇を渡った先に〇〇〇に〇〇〇が掛かっておりますが、〇〇〇を過ぎで200m先を〇〇の信号の坂を上がって〇〇方面に向かって行きます。2km行った先に〇〇〇、〇〇〇があります。そこを過ぎたところを左に入って行く〇〇〇に下りる細い通りがありまして、そこを50mくらい入ったとこ

ろになります。

現地の畑は今耕作されておらず、雑草が生えておりました。その南側の○○○の斜面には既に他の方の太陽光発電設備もできておりまして、この事業に関しまして近辺の農地の所有者の承諾も得ているとのことです。また、道向かいのお宅の奥様に確認したら詳しい説明は受けていないとのことだったので事務局から業者に釘をさすとのことです。

太陽光の設備に対しては問題ないと思います。よろしくお願いします。

浅見会長

はい、事務局。

事務局

土屋貞夫委員から話がありました件で、隣の○○○の地権者の奥さんがいらっしゃいまして詳しい話は聞いていないとのことでしたので、業者の方に連絡させていただきまして、一部に道のようなところがありまして、雑種地と勘違いしていたそうですが、農地なのできちんと説明するように伝えましたところ、わかりましたとの話がありましたので補足させていただきます。

浅見会長

農業委員として、地区担当の1番、横田和子委員も農地の状況確認 に同行されていると思いますが、補足することはございますか。

1番 横田委員 今回、小池委員の代理ということで現地確認させていただきました。 ただ今土屋推進委員からの説明のとおりでよろしいかと思います。よ ろしくご審議の程お願いいたします。

浅見会長

これより本件に対する質疑を行います。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

質疑がございませんので、これより採決いたします。

許可相当の意見を付して県知事あて進達することを可とする委員は 挙手をお願いします。

出席員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することに

決定いたしました。

番号3について審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

(事務局朗読)

浅見会長

農地利用最適化推進委員として、国神区域担当の、土屋貞夫委員に 対象農地の状況について説明を求めます。

国神区域担当 土屋委員 説明いたします。同じく18日の日に横田委員、事務局と現地を見て参りました。

○○○の下に町の施設で○○○があります。それを○○方面に300mほど行ったところに○○○、○○○が右側にありますが、そこを左の方に、○○○の方に入って行きます。そうしますと表の県道と並行するようにあまり広い道ではないですがありまして、県道から300mくらい入って行った先になるかと思います。

そこの畑は雑草が生えておりまして、作物は耕作されておりません。 今回建設するところの横の畑は町で仲介している〇〇〇で作物が栽培されておりました。

今回建設するところは少し高台になっておりまして、その南側に○ ○○が流れております。景色は良いところかと思います。周りの農地 に影響はないと思います。よろしくお願いします。

浅見会長

農業委員として、地区担当の1番、横田和子委員も農地の状況確認 に同行されていると思いますが、補足することはございますか。

1番 横田委員 住宅の面積からも問題ないと思います。町道から進入するところに 進入路を作るようですが、これには町の建設課とも協議しているとの ことで問題ないのかなと思います。

浅見会長

これより本件に対する質疑を行います。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

質疑がございませんので、これより採決いたします。

許可相当の意見を付して県知事あて進達することを可とする委員は挙手をお願いします。

出席員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することに 決定いたしました。

番号4について審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

(事務局朗読)

浅見会長

今事務局の方から補足の説明もあった訳ですが、農地利用最適化推進委員として、皆野区域担当の、田島武正委員に対象農地の状況について事務局の説明を踏まえて説明できるところを説明していただきたいと思います。お願いいたします。

皆野区域担当 田島委員 17日と昨日ですね。事務局と齊藤さんと現地確認に行ってきましたので説明いたします。

案内図をご覧下さい。○○○のとおりを正門から左に進んで行きますと直ぐにカーブがありますが、カーブを曲がって直ぐに○○の信号機があります。○○の信号機から200mくらい行きますと、手押しの信号機があります。その信号機を左に100mくらい入って行った左側が申請地になります。

議案第2号番号4、現況写真をご覧下さい。周囲はこのように住宅が建っておりまして、隣接する農地に影響はないところでございます。

ただ今事務局の方から説明いただきましたとおりになりまして私の 方からこれ以上申し上げる事はありませんが、皆さんお考えがあるで しょうからご審議の程よろしくお願いいたします。以上です。

浅見会長

農業委員として、地区担当の7番、齊藤三惠子委員も農地の状況確認に同行されていると思いますが、補足することはございますか。

7番 齊藤委員 17日に初めて見たときはひどいものだと思いました。重機や何から車が入っておりまして、これで会社だからこういったことをする。 長年やっている会社がこういうようなことで申請がとおると言ったらちょっとどうなのかなと思いますが、自分だけの考えではなく皆さんの意見も聞きたいなと思います。

事務局の方で随分色々な事を考えていただいて今に至っているの

で

今後こういったことがこれからだってこの会社はまたそういうふうな感じで持っていくんじゃないかなという気もするんですよね。どうしたらいいんでしょうかね。相談してもそういうんですから、例えば何ヶ月間か罰として工事を行わない、営業的なものをしないということはどうなんでしょうね。皆さんの考えも聞きたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

浅見会長

この件については色々と状況的にこれはうまくないということもあった訳ですが、本件に対する質疑を受けたいと思います。皆さんの意見も出していただいてどういう形をとるか考えていければと思いますのでよろしくお願いいたします。何かご意見がありましたらだしていただければと思います。

1番 横田委員 先ほど書類が揃っていると申請は県に上げなければいけないという 話になっているじゃないですか。先ほど齊藤さんが言ったように前の こういったことで始末書くらいで通るんだという考えだと中々難し いと思うんですよね。そこで押さえるということが。

たぶん8月23日の写真の状態だと県が現地確認に行ったときに、 土とか砂利が入っているかまではわかりませんが、こういったふうにいじってある状態を見たときに多分あちらの方で百歩譲って始末書くらいで済んでしまうことはあるんですか。その辺を県の方で早めに相談していただいて是正の方法というのが私にも良くわかりませんが、どうなのかな。もうちょっとペナルティというかを与えたいですけど、法律上は無理だと思うんですよね。申請の内容が合っていて。この写真が無くて、農業委員会の方だけで行っちゃうと何ら問題なく通ってしまう訳ですよね。建売だけで。だからやはり現地確認がすごく大事なことで、更にあきれたもので重機が入ったり、土が入ったりこういった業者はどういうものかと私も思いますが、それを取り締まるとか罰則といったものが無いので難しい案件なのかなと思うんですけど。これを農業委員会は出してきたんだ思われると思うんですけど、少なくとも始末書くらいは紙1枚くらいのことなので、許せないですけどそういう状態なんですよね。それはついていますか。

事務局

現状始末書はまで付いてないんですが、口頭で聞き取りをした際に何でこんな経緯に至ったのかという顛末ですね。そういったものはまずは地権者から求めています。出すようにということで。その場で話した内容がそのまま県にもいきますということで。県に送る関係もあ

るので書面として出してくださいということはさせて貰っています。 土の関係等に関しては、既に謝罪等をいただいたのでそういったも のは貰っていないです。

県の方にも事前に相談させていただいていたんですが、本来であればそこの話を聞く際に立ち会って貰えればよかったのですが、先方側の都合がつかず、総会前につかないということで現状までは農業委員会さんの方の判断にお任せますという回答をいただきました。そういったことで色々と話を聞いて謝罪等もありましたので、そこを以てここにかけました。

農業委員の皆さんとの話になりますが、今回こういったふうにやってしまっていた訳じゃないですか。その部分である種の信用力というところが足りないかな。そういうところを以て農業委員会としてはある程度認められないという意見を付すことは県の方には可能だと思うんですよね。そういったものを出した上で県の方に審議を回すかどうかというところになってくるかなという話も農業会議からいただいております。

1番 横田委員 譲渡人の○○○○さんという方はこういうことは全然わからないんですか。

事務局

年齢でいうとかなり高齢な方です。ですから受けた感じは業者からこうすれば出来るよというような形で言われればそうしましょうかと言う。聞き取りをした時も何とか許可をしていただきますようにお願いしますの一点張りと言いますか、それ以外のことは業者の方が説明をするというような状況でしたね。

1番 横田委員 事務局 わかりました。

20日の日にそういったものを確認したんですけれど、その時にも 色々説明したように県の方からも同席をしていただいてやるのが一 番良いということで日程調整をしたんですけど、この会議の前での調 整ができないとのことで、それ以降なら調整がつきますということ で、うちの方は1ヶ月送っても構わないのでその後で調整しましょう かとういうことを言ったんです。県の方の調整がつかないので1ヶ月 送るという理由を業者に話してもいいですかと確認したら、それは困 るということで、それは農業委員会の方でうまく調整をしてください ということを言われました。

そうなると農業委員会もあまり先に伸ばす必要がないのでこの会議

にかけられるような日程で内容を確認してですね、その上で今回書類も揃っているということで、この場にださせていただいたという経緯がございます。

浅見会長

他のみなさんも色々なご意見を持っていると思うので出していただいてどのようにしたらいいか考えられればと思います。

中々書類上のものは揃っているとのことです。難しいところもあるかと思いますが、ここで言わないのはもったいないので是非よろしくお願いします。

5番 小池委員 これは工務店がやったということで、個人ならまだ情状酌量の余地があるかと思うんですけども、工務店では農地法の知識はあると思うのである程度見切り発車をしてしまっている訳ですよね。

仮に謝罪文を取るのでしたら今後このようなことがないように一筆 ぐらい入れてもいいんじゃないかなと思いますけど。

事務局

実は去年に取ったものにも○○○○さんの始末書があって、今後は 法令を遵守しますということで、それを出して今回許可をお願いしま すとのことで前回取っています。

それで1年の間に今回出てきたので○○○○さんの方にも前回出していただいておりますよと、今後法令遵守するとのことで許可を取っているんですけどそれはどうしましょうかと言ったんですけどもその後事情が変わったと。ですからある意味とっても本人達はあまり気にしていないんです。

5番 小池委員 ですから地権者も出したという話ですけれども、施工側についても何かしらの今後の約束事をさせた方がよろしいと思いますけど。

事務局

県とも話をしてみますが、農業委員会としても土を置いてしまっていましたので、その辺の一文の提出を求めるというのも問題ないと思います。農業委員会としての判断の部分で。そういったものを付した上でどうするかもできるかなと。

8番 葦原委員 書類ということで、そういった始末書がまだできていないということですよね。そういったものをちゃんと揃えて出してきて貰ってからここで審議をするということはできないですか。

それがいつでてくるかわからないんだから。いつまでに出すという正式なものは貰っていないんでしょう。

事務局

ですからそれを条件として農業委員さんの審議していただくという ことを意見として出していただければまた県の方と調整してそれが 出て正式に農業委員会として決めると言うことで決めていただけれ ばそういうことも可能かなと思います。

浅見会長

今日は保留にしておいて、それが出て揃った段階でもう一回次の総会にかけるということですよね。今言ったのは。

8番 葦原委員 事務局 その方が正規の形になるかと。

そういった始末書が出てくるまで保留をするということで決定して いただければですね。

4番 黒澤委員 すごく早急な話に聞こえる。早急な原因が中に内包しているような 気がする。伸ばすことがお仕置きになる気がする。

浅見会長

事務局としてはそういったことはできないんですか。

事務局

中々こういった事例がなくて。先ほど事務局が言ったように始末書 以外の書類が揃っている訳ですので、それだけを以て保留にするとい うのは好ましくないということですので。ですから送った上で始末書 をちゃんと出しなさいということになるのかなと。

1番 横田委員 農業委員会から県に提出する期間があるじゃないですか。その間に その書類が揃えば上げますよと条件を付けて求めることもできるん じゃないですか。先送りは難しいと思います。

必要な書類は相手方からやっぱりとるといった形で、それを以て県 の方に提出しかないような気がします。

事務局

言われる通り始末書等も付けて貰う書類ではあるのですが、色々と書類の中でも、法律的に付けなければならない書類の法定添付であったり、それ以外があったりするのですが、始末書が法定添付と聞かれますと違うので、それを以てとするとこちら側の根拠として弱いんです。横田委員も言われた通り県への提出が9月の頭なんですね。それまでにそういったものを出してくれとかはある程度できるのかと思います。

この書類を待ってというのは法的根拠として弱いかなと思います。

事務局

20日の業者とのやりとりの中でもこうした書類を出してください というと、それを出す根拠はどこにあるのか。それを示せというやり とりもありますので、書類がどこまで出して貰えるかは根拠が法的な もので無い限りはちょっと厳しいところもあります。

浅見会長

法律を全て理解している訳ではないのでちょっと個人的な話になってしまいますが、許可相当の意見を付して出していますが、これは許可できないのではないかというふうになった時には、そういうことにもなる会議ですよね。

事務局

あくまで意見を付してですので、今までは皆さんに納得いただいて 許可相当の意見を付していた訳ですね。

今回の場合は皆さんの中からもこのような意見が出ていて、信用力等が薄いというところで農業委員会として不許可相当の意見を付すということはできますので、農業委員会としては納得できないところがあります。その中で許可権者であります県の方で審議してくださいと、そういった持って行き方はできると思います。

浅見会長

この会議をやっている意味としましては、許可するかしないかはこの会議の中で許可相当の意見がでるかでないかということだから、許可相当ではないよとここで言われたのであれば、そういった形で送ることになる。

事務局

皆さんからいただいた意見に基づいて不許可相当であろうと農業委 員会の意見を付して出します。

浅見会長

法律的な部分は置いておいて、そうだけど先ほどから意見がありましたように業者から文書を出してもらえれば少しはいいんでないかも含めてということはできないんですか。

事務局

工務店側に求めると言うことですよね。直ぐに農業会議に確認してきます。一筆を条件に付すことができるのかどうか。

浅見会長

一時休憩にしたいと思います。

事務局

すみません、今農業会議に確認して参りまして念書を理由に不足しているからを理由に保留にできるかということは、念書はあくまで農

業委員会で求めるもので、法定添付ではないのでできない。

次に保留に出来る理由がないかという話をしましたが、あくまで申請の計画の内容等がはっきりしないので、はっきりしない限りは許可できませんということで保留にすることはできるそうですが、今回の場合は配置図等が付いていて計画ははっきりしているので保留は難しい。

そうなるとどうなるかという中で、業者側にも、地権者側にも違反がある。そういうところで信用力が無いのでやはり不許可相当の意見を付して県に進達する。後は県の方で判断していただいて指導して貰うことは農業委員会としてできるんじゃないか。

やはり県ともう少し詰められればよかったんですが、それが今回は 叶わなかったために皆さんの判断に惑わしてしまったんですが、そう いった判断ができるという話がありました。

浅見会長

今の話を聞いてどうですか。

事務局

ただ念書を貰うことはできます。ただそれがこの農転の関係で効力をもつかというと難しいと思います。そういったものをこの後貰うということであれば話をします。

事務局

皆さんの中にはこういったことをされると引っ掛かることがあるということだと思います。ですので、先ほど小池委員さんからもお話がありましたように念書を貰って今後は法令遵守いたしますというものがあれば、仮に次回そういったものがあるというのが効力がどこまであるかという部分はよく調べる必要がありますけれどもそれを以て今後はしないと言ったじゃないか、もし同じようなことが繰り返されればそれを以て不許可相当にする。こういったことが繰り返されているので許可はできないというようなことにも繋がるかなと思いますので、取っていくのは次回のためにも委員会として効果がでてくるかなと思います。

8番 葦原委員 ちょっとよろしいですか。現地に残土や重機が入っている写真がありますよね。これは根拠になりませんか。

片付けたと言っても写真がある。これはおかしいですよねと話すこともできるんじゃないですか。

事務局

話をすることはできます。しかし、それを以て農業委員会で保留にするのは。

8番 葦原委員 保留にするのではなく、こういった写真を付けて不許可相当で上げるのはできませんか。

事務局

できます。先ほども言ったように信用できない。農業委員会としては、地権者側にも不備があるわけじゃないですか。そういった両者からの不備もあるので、信用ができない。信用力がないから不許可で上げる。

8番 葦原委員 注意することは必要なんじゃないかな。そうじゃないとまた同じように書類が上がってきてしまう。

浅見会長

どういたしましょう。不許可相当で送るのか。それで後は県の判断 に任せるということで事務局がよければ。

事務局

先ほどの話に戻ってしまうのですが、葦原委員の言ったようにこういった事例があって信用力がないということを以て不許可相当で出して許可権者の県に判断を任せる。そういったことは可能なので皆さんがご同意いただけるのであれば、今回はそういった形で信用力に欠く行為が見受けられたということで上げる。これも一つの方法だと思います。

事務局

不許可相当で上げるとなりますとその理由をはっきり押さえておかなければと思います。

浅見会長

理由は今まで出たことですよね

事務局

私の前はわからないですが、今までで○○○○で信用がないと言った案件はなかったと思うのですが、今回のケースでということにしておくのがよろしいかと思います。

浅見会長

わかっていることでいいと思います。

事務局

前回の地権者側の始末書含めてということ。

事務局

前回の地権者は農地法に違反しませんと言っていたにもかかわらず してしまっていること。工務店側は許可を取る前にこういった事業を 進めてしまっている。その部分で両者からの信用が足らないというこ とです。

事務局

申請書に添付された写真にも既に写っていますので、その状態で申請してきている時点でやってしまっているけど通るだろうと言うことも含めて出してきている。

浅見会長

皆さんからたくさんの意見をいただきまして、今回は不許可相当の 意見を付して県知事あて進達することでよろしいかどうかとういう ことで、皆さんの決を採らせていただいてもよろしいですか。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

今回は不許可相当の意見を付して県知事あて進達することを可とする委員は挙手をお願いします。

出席員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。

よって、本件は不許可相当の意見を付して県知事あて進達すること に決定いたしました。

今後何かしらあるかもしれませんがその時はご理解をいただきたい と思います。

以上で審議いただく議案はすべて終了となります。ありがとうございました。